## 空き家に関する支援制度一覧

## <u>市町村名: 前橋市</u>

11211111	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場 合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家対策事業(空き 家活用リフォーム補 助)	助成 木造住宅	<b>启耐震診断者派遣事業</b>	1年以上居住していない空き家を、住居として 活用するために改修する費用に対し補助。	対象者 ①売買・相続・譲渡等により取得した空き家をリフォームし、居住しようとする個人 ②売買・相続・譲渡等により取得した空き家をリフォームし、親族関係にある者に貸そうとする個人 ③親族関係にある者から借りた空き家をリフォームし、居住しようとする個人 要件 ①申請前に「空家利活用センター」へ事前相談した者(現地調査により申請が適切な者) ②前橋市内の事業者が行う工事であること ※前橋市内の住所表記で見積書・領収書を発行できる業者に限る ③市税の滞納がない者 ④過去に本事業における補助金の交付について、申請者及び住宅が対象となっていないこと ⑤昭和56年5月31日以前に建築されていた建物の場合は、耐震性を有している証明がされていること	の1/3以内を超 取50万円を超算 ない範囲(MAX 100万円) 主な空き家得原 土地の所見に費 地の所付け費	_	-	令和7年11月28 日まで、かつ予算 に達し次第受付 終了	-	建築住宅課	027-898-6081	https://www.citv.maebashi.gu nma.jp/soshiki/toshikeikakub u/kenchikuiutaku/gyomu/2/1 /4292.html	
空き家対策事業(老朽 空き家解体補助)	助成 老朽空き	き家解体補助	昭和56年5月31日以前に建築され倒壊の危険のおそれや将来的に特定空き家となる可能性がある1年以上居住していない空き家を、	対象者 ①空き家の所有者で、解体しようとする個人 ②空き家の所有者の法定相続人で、解体しようとする個人 ③空き家の所有者等から承諾を得て、解体しようとする個人 要件 ①申請前に「空家利活用センター」へ事前相談した者(現地調査により申請が適切な者) ②前橋市内の事業者が行う工事であること ③市税の滞納がない者 ④過去に本事業における補助金の交付について、申請者及び住宅が対象となっていないこと	限25万円を超え ない範囲(加算 措置あり) 主な対象外費		-	令和8年1月30日 まで、かつ予算に 達し次第受付終 了	-	建築住宅課	027-898-6081	https://www.city.maebashi.gu nma.jp/soshiki/toshikeikakub u/kenchikuiutaku/gyomu/2/1 /4292.html	
空き家対策事業(空き 家バンク家財処分補 助)	助成・空き家が	<b>ン</b> ク家財処分補助	前橋市空き家バンクの利用を促進するため、空き家バンクに登録後、契約成立となった住宅の家財道具等の処分に係る費用に対し補助。 補助対象となる費用は、次のすべてに該当する費用とする。 ① 前橋市空き家バンクに登録された住宅において、契約が成立となった後の家財道具等の処分に係る費用。 ・家財道具の搬出、処分に要する費用・特定家庭用機器商品化法(家電リサイクル	者。ただし、契約成立の相手方が補助対象者の配偶者または3親等以内の親族でないこと。 ② 処分前に申請できる者 ③ 市税の滞納がない者	を超えない範囲 主な対象外費 用: ・住宅及び土地の売買に係る費 用: ・家賃に係る費 用: ・各種申請手数	-	_	令和8年3月13日 まで、かつ予算に 達し次第受付終 了	_	建築住宅課	027-898-6081	https://www.city.maebashi.gu nma.jp/soshiki/toshikeikakub u/kenchikuiutaku/gyomu/2/1 /32617.html	